

令和6年度 筑紫野市商工会「地域活性化商品券（紙券）」取扱要領

※前年度と同様、取扱店登録の要件として紙と電子の両方を取扱いいただくことが必須となります

1. 商品券事業の目的

筑紫野市内の商工業者で共通して使用できるプレミアム付き商品券の発行をもって、物価高騰の影響を受けた筑紫野市内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 商品券の管理者及び引換日等（予定）

- (1) 管理者 筑紫野市商工会
- (2) 名称 地域活性化商品券
- (3) 引換方法 事前予約引換方式
 - ・ 購入希望者が事前にハガキで商工会へ応募し、応募多数の場合は抽選となる
 - ・ 当選者には購入引換券を発送、引換日に購入引換券と現金を商品券に引き換える
- (4) 応募期間
 - ・ 令和6年8月1日(木) 9:00 から令和6年8月30日(金) 17:00 までとする
 - ・ 当選者には、9月24日(火)までに購入引換券を発送予定
- (5) 引換日程
 - ・ 令和6年9月29日(日) 9:00～17:00
 - ・ 場所は、筑紫野市商工会にて
 - ※都合にて引き換えできない方に限り、以下の日時、場所でも引換
10月7日(月)、8日(火)、9日(水)、10日(木)、11日(金) 筑紫野市商工会にて
(9:00～11:00/13:00～15:00)
- (6) 販売額
 - ・ 販売総額 1億円（プレミアム率20%）
 - ・ 現金1万円分で1万2千円分の商品券(500円券24枚綴り)
 - ・ 限定1万冊（1人5万円分まで購入可）
 - ※なお、令和6年9月29日時点で18歳未満は購入できない
また、代理購入は委任状を提出することで対応する
- (7) 使用方法
 - ・ 取扱店（紫の会員之証若しくは地域活性化商品券取扱店のタペストリー掲示企業）で現金と同様に使用できる。（商品券での支払いは釣銭を出さない）
 - ・ また、この商品券は筑紫野市内の商工業者の商品、サービスを対象としており、個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とした商品券事業の趣旨になじまない次ものは対象外とする

【商品券が使用対象外となるもの】

金券、パスカードやチャージ式カード及びチャージ料金、たばこ、公序良俗に反する物、ギャンブルやパチンコ店での支払い、指定ごみ袋・公共料金使用料支払い、プロパンガスの使用料等支払い、出資や債務の支払い、有価証券の購入、預金・貯金、地代・家賃・月極駐車場代、交通機関の定期券代、保育料、医療保険適用のある診察料・薬代自己負担分、車検の法定費用等

3. 商品券の対象、取扱事業者

- ・ 商品券の対象は、市内の小売業・飲食業・サービス業・工業・建設業等のほとんどの業種とする
- ・ 取扱い事業者は、筑紫野市内に限る
- ・ 取扱店舗は、1会員につき1店舗とする
- ・ よって、1会員で複数店舗を有し、その店舗別で取扱店となる（取扱店一覧への記載）ことを希望する場合は、その店舗別に商工会に加入することが必要
- ・ 取扱店舗であることの明示は、紫の会員之証若しくは地域活性化商品券取扱店のタペストリーを商工会から交付するので、それを掲示する
- ・ 商品券の使用対象は、取扱店が扱う物品・役務・業務(商品、サービス、工事関係等)とし、利用者から商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う
- ・ また、取扱店は商工会にて商品券の換金を行う
- ・ 受け取った商品券の2次使用（使いまわし）はしない

- ・ 20,500円以上の換金は小切手にて支払う
- ・ 振込みを希望する場合の手数料は受益者負担とする
- ・ 本商工会へ未加入のまま取扱店となる場合、加盟金として本会会費徴収基準に則った金額及び事業運営費（換金額の**10%を都度**）支払うこととする

4. 商品券の内容

(1) 商品券の種類

500円券の24枚綴り（偽造防止、ナンバー入り）

- ・ 全店共通券（12枚） … 大型店、一般店どちらでも使用可
- ・ 一般券（12枚） … 一般店で使用可。大型店は使用不可

※一般店では24枚とも使用できる

※大型店とは、売場面積1千㎡以上の事業所

※平成30年度より、大型店の定義を売場面積が6千㎡より1千㎡に変更

※大型店内の各店テナントも大型店扱いとなる

(2) 商品券の使用期間

令和6年9月29日(日)～令和7年1月31日(金)

※使用期限後の商品券は無効とする

(3) 商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項等）

- ① 本券は、筑紫野市内の取扱店（商工会会員で紫の会員之証、タペストリー（黄色）掲示企業）のみで使用できる
- ② 本券は、現金とは引き換えできない
- ③ 本券は、公序良俗に反するもの、預・貯金、公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できない
- ④ 本券はたばこの購入に使用できない(たばこ事業法第36条第1項による)
- ⑤ 本券の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負わない
- ⑥ 本券では釣銭は支払われない
- ⑦ 本券は、消費喚起を目的としており、事業者が自社商品の購買や、事業用として利用する物品・サービス等の調達には使用できない
- ⑧ 不正防止のため立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は従うこと

5. 商品券の換金手続き

取扱店は、消費者より受け取った商品券を換金期間内に商工会に持参すること

その際、商品券裏面の取扱店欄に貴店名を押印、または記入すること

受け取った商品券の2次使用（使いまわし）はしないこと

※未使用の商品券を換金することはできない

その事実が判明した場合は、取扱店より除外し、換金を行わない

※上記を踏まえ、商品券取扱希望事業所は、誓約書を兼ねた取扱店申込書を提出すること

6. 商品券の換金期間

令和6年10月15日(火)～令和7年1月29日(水)の月、火、水曜日の9時～16時及び

令和7年2月3日(月)～令和7年2月14日(金)の平日

（いずれも12～13時を除く、祝日、年末年始休みを除く）

※期間後の換金はやむを得ないので、必ず期間内に換金すること。小切手の場合も期間内の換金手続きをすること

7. 商品券の換金手数料

令和6年度の換金手数料は**無料**とする（商工会員のみ）

なお、同手数料については加盟店の皆様にご負担がかからないよう業務効率の改善や経費削減に努めてまいりましたが、昨今の物価上昇に係るコスト高やキャッシュレス商品券への対応もあり現状の手数料を維持することが困難となってきております。つきましては、今後、手数料の見直しについて検討を行う予定であり予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

令和6年度 筑紫野市商工会「キャッシュレス商品券（ちくしのペイ）」取扱要領

※前年度と同様、取扱店登録の要件として紙と電子の両方を取扱いいただくことが必須となります

1. 事業の目的

筑紫野市内の商工業者で共通して使用できるプレミアム付きのキャッシュレス商品券の発行をもって、物価高騰の影響を受けた筑紫野市内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。また、キャッシュレス商品券の導入により、キャッシュレス決済が促進され、小規模事業者等のデジタル化やDX化による生産性の向上、非接触での支払いが感染防止対策になることから、デジタル化の推進による地域経済の活性化を図りデジタル先進地区となることも目的とする。

2. 管理者及び引換日等（予定）

- (1) 管理者 筑紫野市商工会
- (2) 名称 ちくしのペイ
- (3) 引換方法 事前予約引換方式
 - ・ 購入希望者が応募開始日より専用アプリで申込みし、応募多数の場合は抽選となる
 - ・ 購入日から5日以内にコンビニエンスストアにて現金を支払いスマートフォンにチャージ、チャージ額に20%のプレミアム分が付与される
- (4) 応募期間
 - ・ 令和6年10月1日(火)から令和6年10月9日(水)までとする
 - ・ 当選者には、10月10日(木)に専用アプリにて通知予定
- (5) 購入日程
 - ・ 令和6年10月10日(木)より5日以内に現金をチャージする
 - ・ 期限後は現金がチャージできなくなり、換金未済分は先着順で販売となる
- (6) 販売額
 - ・ 販売総額 2億円（プレミアム率20%）
 - ・ 販売価格は1万円で、1万2千円分のキャッシュレス商品券がチャージされる
 - ・ 1人、5万円分まで購入可
- (7) 使用方法
 - ・ 取扱店（紫の会員之証若しくは地域活性化商品券取扱店のタペストリー掲示企業）で現金と同様に使用できる
 - ・ 店舗に設置する専用QRコードを利用者のスマートフォンで読み込み決済
 - ・ QRコードは前年度と同じものを使用する（新規取扱店は別途配布）
 - ・ また、このキャッシュレス商品券は筑紫野市内の商工業者の商品、サービスを対象としており、本事業の趣旨・目的になじまない次のもは対象外とする

【商品券が使用対象外となるもの】

金券、パスカードやチャージ式カード及びチャージ料金、たばこ、公序良俗に反する物、ギャンブルやパチンコ店での支払い、指定ごみ袋・公共料金使用料支払い、プロパンガスの使用料等支払い、出資や債務の支払い、有価証券の購入、預金・貯金、地代・家賃・月極駐車場代、交通機関の定期券代、保育料、医療保険適用のある診察料・薬代自己負担分、車検の法定費用等。

3. 対象、取扱事業者

- ・ キャッシュレス商品券の対象は、市内の小売業・飲食業・サービス業・工業・建設業等のほとんどの業種とする
- ・ 取扱事業者は、筑紫野市内に限る
- ・ 取扱店舗は、1会員につき1店舗とする
- ・ よって、1会員で複数店舗を有し、その店舗別で取扱店となる（取扱店一覧への記載）ことを希望する場合は、その店舗別に商工会に加入することが必要
- ・ 取扱店舗であることの明示は、紫の会員之証若しくは地域活性化商品券取扱店のタペストリーを商工会から交付するので、それを掲示する
- ・ キャッシュレス商品券の使用対象は、取扱店が扱う物品・役務・業務(商品、サービス、工事関係等)とし、利用者から商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う

- ・ 取扱店は、紙とキャッシュレスのどちらの商品券も取り扱うこととし、どちらか一種の取扱とすることは不可
- ・ 本商工会へ未加入のまま取扱店となる場合、加盟金として本会会費徴収基準に則った金額及び事業運営費（換金額の**10%を都度**）支払うこととする

4. キャッシュレス商品券の内容

(1) 種類

- ・ 全店共通券（6,000円） … 大型店、一般店どちらでも使用可
 - ・ 一般券（6,000円） … 一般店で使用可。大型店は使用不可
- ※一般店では12,000円の全額使用できる
 ※大型店とは、売場面積1千㎡以上の事業所
 ※平成30年度より、大型店の定義を売場面積が6千㎡より1千㎡に変更
 ※大型店内の各店テナントも大型店扱いとなる

(2) 使用期間

- 令和6年10月10日(木)～令和7年1月31日(金)
 ※期限後は使用不能・無効となる

(3) 使用の厳守事項

- ① 筑紫野市内の取扱店（商工会会員で紫の会員之証、タペストリー（黄色）掲示企業）のみで使用できる
- ② 現金とは引き換えできない
- ③ 公序良俗に反するもの、預・貯金、公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できない
- ④ たばこの購入に使用できない(たばこ事業法第36条第1項による)
- ⑤ アプリ上での盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負わない
- ⑥ 消費喚起を目的としており、事業者が自社商品の購買や、事業用として利用する物品・サービス等の調達には使用できない
- ⑦ 不正行為防止のため、立ち入り検査または事情聴取の要請があった場合は従うこと

5. 換金手続き

- ・ 商工会への来会、計数、換金依頼書の記入等の手続き不要
- ・ 利用者がキャッシュレス商品券を使用した金額は、自動的にデータ化され月2回、月末、15日締めめの6営業日後入金とし、指定口座へ振込（締め日に全店共通券・一般券の券種ごとで集計し売上残高が1万円以上の券種のみ。最終振込時は千円以上とする。ただし、千円未満であれば商工会窓口にて現金で換金）
 例)締め日時点で残高が全店共通券8千円・一般券2万円の場合、一般券の売上のみ入金
 ※初回締め日は10月末を予定（10月15日は締め日対象外）
- ・ 振込手数料（3万円未満550円、3万円以上770円）は取扱店の負担とし、換金の都度、換金額から振込手数料を差し引く
- ・ ただし、指定口座が筑邦銀行・福岡県信用組合であれば振込手数料は発生しない
 ※上記を踏まえ商品券取扱希望事業所は、誓約書を兼ねた取扱店申込書を提出すること

6. 商品券の換金期間

- 上記5.のとおり原則月2回振込。ただし、令和7年1月31日(金)に売上残高が千円未満の場合、令和7年2月3日(月)～令和7年2月14日(金)までの平日の9時～16時に商工会窓口にて現金で換金（12～13時を除く、祝日を除く）
 ※期間後の換金はやむを得ないので、必ず期間内に換金すること

7. 商品券の換金手数料

令和6年度の換金手数料は**無料**とする（商工会員のみ）

なお、同手数料については加盟店の皆様にご負担がかからないよう業務効率の改善や経費削減に努めてまいりましたが、昨今の物価上昇に係るコスト高やキャッシュレス商品券への対応もあり現状の手数料を維持することが困難となってきております。つきましては、今後、手数料の見直しについて検討を行う予定であり予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。